

第3期

岡崎市市民協働推進計画



岡崎市

目次

第1章 計画の概要 1

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 用語の定義 2
- 3 計画の位置付け 3
- 4 計画期間等 3

第2章 基本理念 4

- 1 市民協働の理念 4
- 2 市民協働の担い手の役割 5

第3章 本市における現状と課題 6

- 1 市民協働を取り巻く社会と本市の状況 6
- 2 市民協働の担い手の現状 10
- 3 第2期計画期市民協働推進計画の評価・分析 12

第4章 第3期の市民協働推進施策の展開 22

- 1 施策の方向性 22
- 2 重点事業一覧 23
- 3 具体的な施策 25
- 基本施策1 市民協働に関する情報の収集及び提供 28
- 基本施策2 市民活動の支援及び推進 30
- 基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化 33
- 基本施策4 市民活動拠点の充実 35
- 基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等 36
- 基本施策6 町内会活動の活性化 38
- 4 実効性の確保 41

資料編 43

- 策定経過 44
- 岡崎市市民協働推進条例 45
- 岡崎市市民協働推進条例施行規則 49
- 岡崎市市民協働推進委員会 委員名簿 52

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的に「岡崎市市民協働推進条例」を平成21（2009）年3月に制定しました。

本計画は、同条例の第7条に定める基本施策を推進する計画として定め、第1期市民協働推進計画を平成22（2010）年度から平成26（2014）年度、第2期計画を平成27（2015）年度から令和2（2020）年度を計画年度として、事業を実施し、市民協働の推進を図ってきました。

第2期計画の進捗状況を把握し、引き続き市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現するため「第3期岡崎市市民協働推進計画」を策定します。

2 用語の定義

本計画では、「市民協働」「市民活動」「市民活動団体」「事業者」について、市民協働推進条例（以下、「条例」という。）に基づいて、以下のように定義します。

(1) 市民協働（条例第2条第1号）
市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれること
(2) 市民活動（条例第2条第2号）
不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しないもの ア 営利を目的とするもの イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下エにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
(3) 市民活動団体（条例第2条第3号）
市民活動を行うことを主たる目的とする団体 ※市民活動団体には、地域で活動する「地縁型市民活動団体」と特定の目的を共有し、その実現を目指して活動する「テーマ型市民活動団体」があります。
例：地縁型市民活動団体：町内会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会等 テーマ型市民活動団体：福祉や環境、教育等をテーマに活動するNPO法人やボランティア団体等
本計画では、第3章以降「 市民活動団体 」という場合は「テーマ型市民活動団体」を指しています。「地縁型市民活動団体」のことを指す場合は「 町内会等 」と表記しています。
(4) 事業者（条例第2条第3号）
営利を目的とする事業を行う個人又は法人

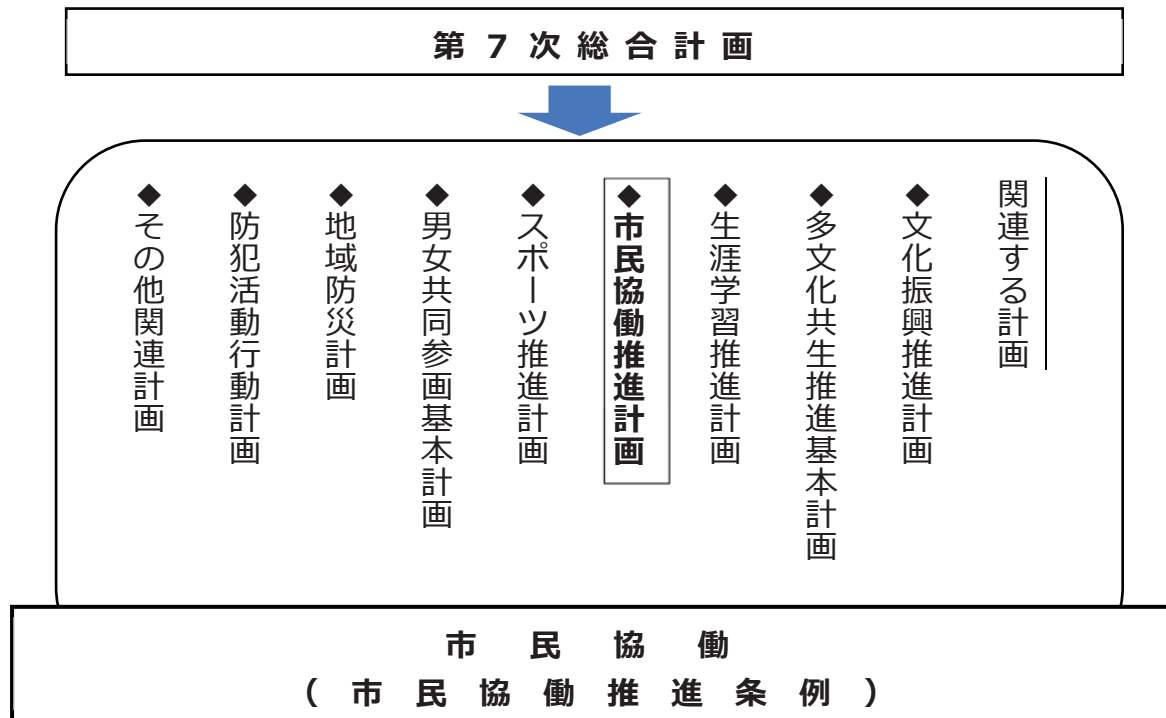
3 計画の位置付け

本計画は、岡崎市市民協働推進条例第7条に定める基本施策を推進する計画です。

また、上位計画である第7次岡崎市総合計画の総合政策指針の分野別指針においては、人口構成変化や年代別人口偏在に起因する担い手不足に負けない町内会の持続的な活動を新技術導入などにより支援しつつ、多様な主体が協働・活躍できる地域共生社会の実現による安全安心なまちをめざす「(4) 多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」に位置付けられる個別計画です。

他の本市の関連する計画とも整合性を保ち連携しながら進めていく必要があります。

特に、本計画では、市民一人ひとりの豊かさと市民力の向上が求められることから、市民一人ひとりの学びを応援し、その学びを地域へ還元していただくことを目的とした「第3次岡崎市生涯学習推進計画」との連携を図りながら推進します。



4 計画期間等

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間とするものです。計画の進捗にあたっては、令和6(2024)年度に全体の評価、最終年度となる令和7(2025)年度に見直しを行います。

第2章 基本理念

1 市民協働の理念

本市では、「市民協働推進条例」を平成21（2009）年3月に制定し、本市における市民協働の理念と施策を定めています。条例の前文には市民協働の理念が記載されており、この理念に基づき市民協働を推進していくこととなります。

[条例の前文（要旨）]

- 従来の行政手法の継続では、地域社会の変化、多様化した価値観やニーズに対応した公共サービスの提供が難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。
- 今後の公共サービスのあり方としては、市民協働の推進により、本市の施策、活動、各種事業などの取り組みに市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支えあい、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。
- 市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。
- 市民協働の推進は、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。
- 市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てます。

2 市民協働の担い手の役割

市民協働を推進するためには、市民協働の担い手である市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの特性を活かして活動を行うことが必要です。

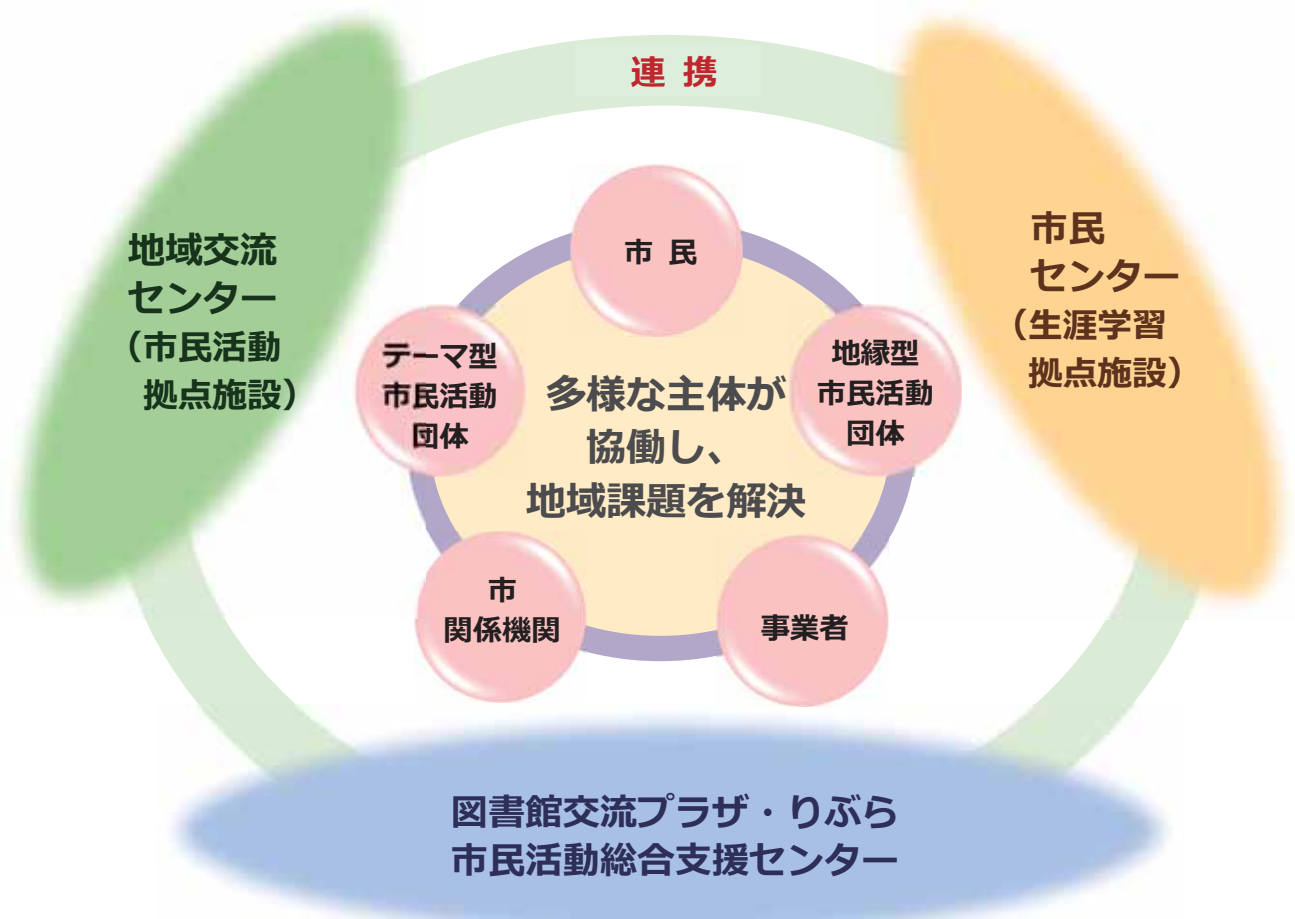
また、多様な主体が協働して行うことで単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを行うことができます。市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。そして、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要です。

そのため、それぞれの役割について次のように市民協働推進条例で努力規定を定めています。

【市民、市民活動団体、事業者及び市の役割】

- (1) **市民**は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めます。
- (2) **市民活動団体**は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めます。
- (3) **事業者**は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めます。
- (4) **市**は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めます。

⇒ この努力規定に基づき、それぞれの役割を尊重しながら市民協働の推進を図っていきます。



1 市民協働を取り巻く社会と本市の状況

(1) 人口減少社会の中で市民協働の必要性が高まっています。

日本全体の人口が減少へと転換する中、国は、内閣府の地方制度調査会の「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」において、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等は、様々な内政上の課題を顕在化させるとしています。

その中で「市町村は、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要があります、市町村の現状や課題、今後の変化の現れ方は多様であることから、首長、議会、住民に加え、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体がともに、資源制約の下で、何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である」としています。

本市においては、「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」を将来都市像として、令和32(2050)年度を目標年度とする総合政策指針を策定しました。

4つの基本指針は、「公民連携による成長戦略の推進」「コンパクトな都市構造の構築」「まちへの誇りが育まれる社会づくり」「周辺都市との連携の推進」により、持続可能な都市経営を推進するとしています。また、今後10年間の分野別指針では、「多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」をはじめとして、そのほかの指針が連携しあいながら取り組んで、まちづくりを進めていくことをうたっています。

(2) **コミュニティのつながりが重視される社会が改めて見直されています。**

地震や水害などの自然災害が、毎年のように全国各地で起こっています。その中で、被害を最小限に抑え、早期に復興に向けて動き出すためには、日頃から市民同士がお互いに助け合うコミュニティの重要性が改めて見直されています。

防災をはじめとする様々な分野で、地域の課題を見つけ、その課題解決に向けた地域力の向上には、多様な主体（市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市）が協働した取り組みが必要です。



根石学区防災訓練の様子（炊き出し訓練・避難所の設営訓練）
（学区防災防犯協会、市）

(3) **市民活動の担い手の確保が必要です。**

市民協働の必要性が高まることが予測される一方で、人口減少を背景に、女性活躍、人生100年時代の高齢者の雇用促進も進められ、市民活動の担い手である女性や高齢者が活動に割く時間が減ることも危惧されます。

これまで市民活動に携わったことがない人にも市民活動に関心を持ってもらい、参加してもらえるよう、さらなる働きかけをしていく必要があります。



「食育推進協働企画」事業者及び団体の専門性や知識などを活かした食育推進
（公益財団法人岡崎市学校給食協会、株式会社まるや八丁味噌、岡崎子育て支援まざりんプランツ、
コープあいち岡崎センター&マルサンアイ株式会社、スマイルクックレン、市）

(4) **新しい生活様式と市民活動のあり方を考えていく必要があります。**

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な活動の自粛は、人との交流の機会の減少となり、市民活動においても暗い影を落としています。

このような、感染症拡大への対策は今後も続くとともに、新しい生活様式に対応したこれからの市民活動のあり方、交流のあり方を考えていく必要があります。

その一つの手段として、新技術の活用があり、市民活動や交流の継続を図るべく取り組んでいく必要があります。

(5) **SDGsを意識した取組が必要となっています。**

上位計画である岡崎市第7次総合計画の未来投資計画において、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された「持続可能な開発目標(SDGs、Sustainable Development Goals)」についての考え方が取り入れられており、本計画においても意識して取り組んでいきます。

SDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12(2030)年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取り組みを示しています。

国では、「SDGs実施指針改定版」(令和元年12月20日)において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

SDGs推進には、様々な主体の役割が明文化されており、『市民社会は、「誰一人取り残されない」社会を実現するため、現場で厳しい状況に直面している人々や最も取り残されている人々、取り残されがちな人々の声を拾い上げ、政府・地方自治体へとそれらの声を届け、知見を共有する存在であり、SDGs関連施策の企画立案プロセスにおいてこうした人々の声が反映されるよう、橋渡しをすることが期待されている。』『新しい公共には、地域の住民が共助の精神で参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている。』とされています。

多様な主体が連携し、それぞれが関連するゴールを意識し、地域課題解決に向けて活動を継続するための支援が必要となります。

【SDGs 17のゴール】

- 目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 目標 2 飢餓をゼロに
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 目標 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 目標 6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
- 目標 7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
- 目標 9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
- 目標 10 国内および国家間の不平等を是正する
- 目標 11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
- 目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標 16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
- 目標 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

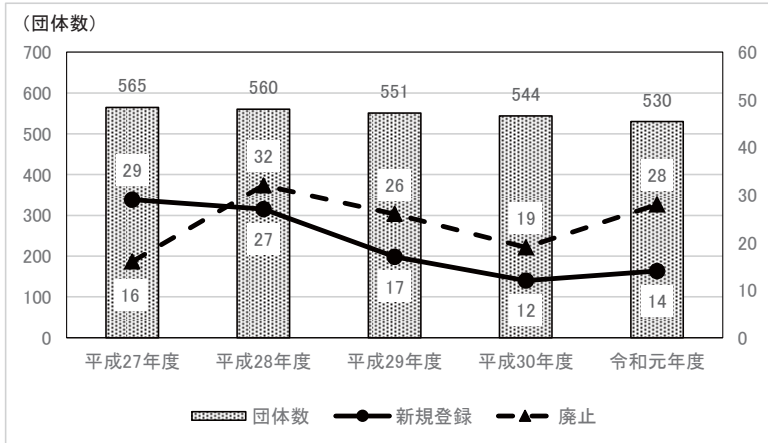


2 市民協働の担い手の現状

(1) 市民活動団体は近年減少傾向にあります。

本市は、要件を満たす団体に対し市民活動団体登録制度を設けています。

令和2（2020）年3月31日現在、530団体が登録しています。



図：市民活動団体数の推移

過去3年間の市民活動団体廃止理由
(平成29年度～令和元年度)

理由	団体数
会員数の減少	13
会員の高齢化	10
方向性の違い	4
統廃合	3
会員の病気	2
その他(多忙、内輪の活動へ、継続困難)	18
公益活動報告書未提出による取消	23
合計	73

過去3年間(平成29年度～令和元年度)の新規登録した市民活動団体(43団体)が選択した登録分野の上位5分野

分野	団体数
文化・芸術・スポーツ	28
まちづくり	20
子どもの健全育成	20
保健・医療・福祉	18
社会教育	17

※登録分野は複数登録可能

(2) 町内会は地域活動の中心的な役割を担っています。

町内会は、地域コミュニティの形成を図るとともに、防災、防犯、環境美化、福祉等の地域の課題解決に向けた、地域住民が自主的に結成する組織で、令和2（2020）年3月31日現在、555町内会あります。

また、町内会加入率は高い水準にあり、町内会活動が十分に機能しており、身近な地域活動が活発に行われているといえます。

町内会は本市にとって重要な協働のパートナーです。町内会の代表である総代を会員とする岡崎市総代会連絡協議会を通して、市政だよりの配布やちらしの回覧などの広報に関する業務や、地域の意見の取りまとめなど様々な行政事務を本市から依頼しています。



「自主防犯活動」

自分たちのまちは自分たちで守る、無理のない範囲で継続
(自主防犯活動団体 178 団体<令和2（2020）年1月末現在>、市)

(3) 大学・事業者も連携して取り組んでいます。

本市には、大学・短期大学・専修学校・各種学校が18校（令和元（2019）年5月1日現在）あり、個人事業主を含め事業所が13,929事業所（平成28年経済センサスー活動調査結果から）あります。このうち、従業者数50人以上の事業所が447事業所に上ります。

大学・事業者は、地域社会の一員として、まちづくりに不可欠な存在であり、附属機関等の委員として会議に参加する等の連携が行われています。また、防災、災害支援、福祉、環境美化等の各分野で大学や事業者と本市で協定を締結したり、連携して事業を実施したりするなどの取り組みが行われています。



「フタバの森づくり活動」（平成23年度～令和2年度）
市民と協働で森林整備を進め、活動を通じ森林整備について啓発
（事業者＜フタバ産業株式会社＞、市、）

(4) 様々な分野で市民協働事業を実施しています。

本市では、福祉、まちづくり、環境保全、子育て支援、地域安全などの様々な分野で市民協働事業を実施しています。

庁内実態調査を行った結果、市全体で行われている市民協働を推進するための施策（市民活動団体等との協働、委託、補助金交付、会議、後援、表彰など13項目の事業を調査）は、平成30（2018）年度事業数201件、決算額786,072千円となっています。平成25（2013）年度と比較すると、件数は減少し、決算額は増加しています。

3 第2期計画期市民協働推進計画の評価・分析

市民活動団体へのアンケート、町内会へのアンケートの結果をもとに事業の取組状況、課題・今後の方向性を取りまとめます。

第2期市民協働推進計画に位置付けられている事業ごとに、各担当課で実施状況の把握と評価を行った上で、市民協働推進委員会において評価を行いました。

全55事業中、今後「拡大・充実」と評価した事業が5事業、「継続」が49事業、「改善」が1事業となっています。達成や廃止をする事業はなく、現行の事業を引き続き取り組んでいくことが重要です。一方で、新たな課題への対応には、新しい事業や既存の事業の見直し等が必要になっています。

	実施状況			評価						
	実施	一部実施	未実施	完了	廃止 休止	統合	縮小	改善	継続	拡大 充実
基本施策1 市民協働に関する情報の収集及び提供	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0
1 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信	2								2	
2 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり	2								2	
3 市民活動支援機関などとの連携・情報共有	2								2	
基本施策2 市民活動の支援及び推進	11	1	0	0	0	0	0	0	10	2
1 市民活動への財政的支援	4								3	1
2 市民活動を担う人材の発掘・育成	4								4	
3 事業者による支援	1									1
4 中間支援NPOによる支援	1								1	
5 公益活動の促進	1	1							2	
基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化	9	0	0	0	0	0	0	0	8	1
1 市民協働の担い手の連携の推進及び強化	3								3	
2 市民協働を担う人材の育成	5								4	1
3 市民協働コーディネーターの活用	1								1	
基本施策4 市民活動拠点の充実	5	1	0	0	0	0	0	0	6	0
1 市民活動拠点施設の充実	5	1							6	
基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等	6	2	0	0	0	0	0	1	5	2
1 市民協働推進体制の充実	3	1							3	1
2 市民参加・参画手法の推進	2								2	
3 本市職員の意識改革	1	1						1		1
基本施策6 町内会活動の活性化	14	0	0	0	0	0	0	0	14	0
1 情報の提供	2								2	
2 活動の支援	5								5	
3 町内会等の負担軽減	3								3	
4 活動拠点施設の充実	3								3	
5 地域活動支援体制の強化	1								1	
合計	51	4	0	0	0	0	0	1	49	5

【評価】 拡大・充実…事業規模を拡充する 継続…今後も現在の事業を継続する 改善…事業内容をより良くする

基本施策1 市民協働に関する情報の収集及び提供

①取組状況

- 各種広報媒体（情報ひろば、フェイスブック、メルマガ、情報誌等）を活用し、市民活動に関する市・地域交流センター等からの情報発信及び市民活動団体からの情報発信の支援を行いました。
- 市民活動拠点施設（図書館交流プラザ・地域交流センター）では、市民公益活動事業費補助金の成果報告会やイベント等を活用し市民活動団体の活動成果を紹介し、活動を広めるための機会の提供及び市民活動へ関心を持つためのきっかけづくりを行いました。



「りぶらサポータークラブ活動支援」
市民交流の活性化と生涯学習の発展
(ボランティア、市)



公益活動事業費補助金審査会の様子

②市民活動団体へのアンケート調査結果

- 情報ひろばによる団体情報のPR支援は67.7%が『評価する』とある一方で、「わからない」が16.3%、「PR効果がわからない」という声もありました。
- 市民活動団体に対するメルマガ発行は53.9%が『評価する』とある一方で「わからない」が30.4%あり、「メルマガのことを知らなかった」「見ていない」という声がありました。
- 市が行う市民活動団体への支援は、「活動場所の提供」、「広報の支援」、「資金面での支援」、「情報提供の支援」への期待が高い状況です。前回調査（H24）に比べても期待が高まっています。
- 「市民活動団体の活動機会の創出・提供」は前回調査（H24）と比較すると、大きく減少しており、地域交流センター等での活動機会の創出・提供などによって市民活動団体の活躍の場が広がっていると推測されます。

③分析結果

- 市民活動団体への情報提供、市民活動団体の情報発信の支援は半数以上の団体から高評価を得ていますが、メルマガ発行について「わからない」、「知らない」という声もあるため、情報の提供先を増やし、認知度を上げていく必要があります。
- 「活動場所の提供」、「広報の支援」、「資金面での支援」、「情報提供の支援」への期待が依然として高い状況です。



「花のまちづくり活動」
好きなことを無理なく楽しみながら、まちづくり
(羽根北町内会花の街づくり協議会、市)



「六ツ美悠紀斎田お田植えまつり保存事業」
お田植えまつりの承継、普及を図り、後継者の育成指導
並びに地域文化の向上に寄与する
(悠紀斎田保存会、市)

基本施策2 市民活動の支援及び推進

①取組状況

- 市民公益活動事業費補助金、市民活動総合補償保険の運営、他の助成制度の紹介、市民活動拠点施設での相談事業など市民活動団体への支援を行いました。
- 市民活動の担い手の育成講座の実施や様々な地域交流センターでのイベントを協働で実施することにより団体のマネジメント能力の向上を図りました。
- 中間支援NPOの専門性とノウハウを活かし、様々な団体や個人のマッチングをすることで市民活動支援を行いました。

②市民活動団体へのアンケート調査結果

- 活動年数が『5年以上』の団体の比率が大きく上がり、活動の継続性が保たれています。一方で『5年未満』の団体は10%と、新しい団体の比率が下がっている状況です。
- 団体の人数は20人未満が半数を占めています。
- 年間支出額は、50万円未満の団体が全体の7割を占めています。
- 活動資金源は「会費収入」がもっとも多く7割を占めています。
- 市民活動団体の活動の中で感じる問題点や課題の中で多いのは、「会員の高齢化」「新しい会員が増えない」「活動メンバーや会員が少ない」が多くなっています。
- 市民活動団体登録をした理由は「地域交流センター・図書館交流プラザ（りぶら）の団体料金」「団体の活動・情報のPR」となっています。
- 市民活動拠点施設に対する評価は8割と非常に高くなっています。
- 図書館交流プラザ、地域交流センターの市民活動団体料金での利用についても評価が非常に高い状況です。
- 市民公益活動事業費補助金と市民活動拠点施設での市民活動相談については、「わからない」が3割強あります。
- 市民公益活動事業費補助金を申請したことがない団体が8割弱で、「補助金申請や実績報告が手間」「活動資金が不足していないため」となっています。
- 前回調査では、「補助制度があることを知らなかった」が32.0%でしたが、今回調査では8.8%と大きく減少し、補助制度についての周知は進んだと考えられます。
- 市や国、県などから助成金については、6割が「必要ない」と回答しています。

③分析結果

- 活動するための資金の原資は、大半が会費収入となっています。安定的な収入確保のための支援が必要です。
- 団体の活動年数が長くなるにつれ、構成員の高齢化が進んでいるため、活動の継続には事業者の社会貢献を含む新たな担い手の獲得が必要です。

基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

①取組状況

- 市民活動拠点施設（図書館交流プラザ・地域交流センター）を活用した交流イベントを通じ、担い手の連携の推進及び強化を図りました。
- 地域活動の担い手である学区総代会長の研修の機会としての自治事務調査の実施や、新任総代に対する活動研修会を実施しました。
- 市民協働コーディネーターを市民活動情報ひろば及びメールマガジン等で周知を図りました。

②市民活動団体へのアンケート調査結果

- 「他の団体と協働したことがない団体」が最も多く 35.2%を占めています。
- 協働したことがある団体は、「同じ分野の市民活動団体」が 30.6%、次いで「行政」が 18.7%となっています。
- 今後活動する上で、「協働したい相手がある」と回答した団体は 48.8%で、そのうち、「同じ分野の市民活動団体」57.8%、次いで「行政」35.0%、「地縁団体」が 32.8%、「違う分野の市民活動団体」30.0%、「事業者」20.0%となっています。
- 「協働したい相手がない」と回答した団体は 41.2%で、他団体と協働したくない理由は、「自分たちで活動が完結しているため」「他の団体等との調整が困難なため」が挙げられています。
- 市民協働コーディネーターに対する評価については、2割が「役割を果たしている」と回答し、その評価は、「活動に対するアドバイスが受けられる」「他団体との仲介をしてもらえる」という意見もありました。
- 市民協働コーディネーターについて、6割が「わからない」と回答し、その内容は「コーディネート機能があることを知らない」「窓口や職員の名札に標榜すれば担当の意識も高まる」とあり、機能の可視化が必要です。

③分析結果

- 市民活動団体の半数程度は協働について関心を持っており、市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市を結び付けることが重要です。
- ボランティアマッチング等を行う市民協働コーディネーターの認知度を高めるための情報発信が必要です。

基本施策4 市民活動拠点の充実

① 取組状況

- 市民活動拠点施設（図書館交流プラザ・地域交流センター5館）の運営を適切に行い、市民活動に関する相談、情報収集及び提供、講座等を実施しました。
- 図書館交流プラザ内の市民活動センターと地域交流センター等のネットワークの形成を通じ施設間の連携強化を図りました。



図書館交流プラザ・りぶら

主な地域交流センター



東部地域交流センター・むらさきかん



西部地域交流センター・やはぎかん

②市民活動団体アンケート調査結果

- 市民活動団体が打ち合わせや会合で利用する施設として「図書館交流プラザ」「地域交流センター」が挙げられています。
- 市が行う市民活動団体への支援については、「打合せ場所や会議室等の場所の提供」「広報等の援助」「活動団体の資金面での助成・補助」「市民活動に関する情報提供」となっています。
- 市民活動拠点施設に期待する役割としては、「活動室、会議室の貸出し」「事務機器の貸出機材の充実」となっています。また、他の団体との仲介（他団体、事業者、行政、個人ボランティア、町内会等）も同様に高くなっています。
- 市民活動団体のニーズは、「活動場所の確保」が一番多くなっています。

③分析結果

- 市民活動拠点施設として、図書館交流プラザや地域交流センターの評価は高い状況です。今後もより多くの市民活動団体の活動拠点として活用することや情報発信を行うことが必要です。
- 団体の活動を推進するための情報提供、相談及びマッチング等の支援機能の充実が必要です。

基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

①取組状況

- 毎年度市民協働事例集を作成しホームページに掲載することで周知を図りました。
- 市と市民活動団体等が役割を分担し事業を実施する市民協働事業（行政提案）を継続して実施しました。
- パブリックコメント制度の運用を継続実施しました。
- 本市職員の意識改革として継続した職員研修を実施しました。また、市民活動拠点施設で実施する市民活動団体が関与するイベント等については、継続的に報道発表等をするなど、情報提供を行いました。



市民協働推進職員研修の様子

②市民活動団体へのアンケート調査結果

- 今後活動する上で、「協働したい相手がある」と回答した団体は48.8%、「協働したい相手がない」と回答した団体は41.2%
- 「協働したい相手がある」の回答のうち、「同じ分野の市民活動団体」57.8%、次いで「行政」35.0%、「地縁型市民活動団体」が32.8%、「違う分野の市民活動団体」30.0%、「事業者」が20.0%となりました。

③分析結果

- 市民協働事業（行政提案）を維持継続し、市民活動団体と行政それぞれの理解と実践を積み重ねていく必要があります。
- 行政との協働を希望する団体も多いことから、本市職員の市民協働に対する学習機会を創出し、職員自らの市民活動への取り組みを促進する必要があります。

基本施策 6 町内会活動の活性化

①取組状況

- 学区総代会長、総代を中心とした地域コミュニティ組織と支所等との間で情報交換、連絡調整、意見交換などを積極的に行いました。
- 地域に関係する市の施策や事業情報等を紹介する手引きを作成するなど町内会に情報の提供を行いました。
- 学区等の地域要望について、特に要望先が複数の機関・部署にまたがる場合に支所等が地域と県・市担当との間の窓口となり、要望事項や要望の回答について相互の連絡調整を行いました。
- 市政だよりの配布時期に合わせて、市の各部署からの配布物を所管課で取りまとめて一括して総代に送付する文書の集約化を行いました。また、緊急性・重要性の低い情報について市の各部署から回覧の依頼をしないようチェックし、配布物の削減を行うことで、総代業務の負担軽減を図りました。
- 小学校区を単位とし、地域課題の解決及び地域コミュニティの活性化のために地縁組織が行う地域活動を財政面から支援する地域協働推進事業費補助金を交付しました。また、各支所管内及び中央地域にそれぞれ町内会等が無料で利用できる印刷機を配置し地域活動の支援を行いました。
- 地域的な共同活動のために利用する集会施設の整備の促進を図るため、地区集会施設整備費補助金制度として町内会がおこなう集会施設の新築や改修、用地の取得及び耐震診断に係る費用の一部に対し補助を行い、域的な共同活動のために利用する施設整備を促進するためを実施するほか、学区市民ホームを地域活動の拠点として利用できるよう適切な運営を行いました。
- 町内会等が安心して市民活動に参加できるよう、市民活動総合補償保険の適切な運営を行いました。



地域要望勉強会の様子（額田支所管内 宮崎学区）



町内会の手引き・かいらん板

②町内会運用に関するアンケート調査結果

- 無料印刷機の設置や市民活動保険制度の運用及び学区市民ホームの運営の各取組みに対しては、評価するという意見が7割以上を占める結果となりました。
- 町内会活動の中で感じる問題点・課題についてアンケート調査を行ったところ「役員の担い手不足」という意見が最も多く、次いで「町内会活動への関心低下」「役員の会議等が多い」「会員数の減少」という結果でした。
- 町内会活動の充実に向け、市に期待する取組みについては「補助金など財政的な支援」「行政書類の作成・相談、地元要望の調整等」が多く、次いで「サポート職員の配置」「地域支援講座の実施」を求める意見が多くありました。
- 町内会活動の担い手確保のため必要と考える取組みでは「女性の積極的な参加」「新たな人材育成」「1人にかかる負担の軽減」「アドバイスを受けられる体制づくり」といった意見が多くありました。

③分析結果

- 各施策について概ね良好な評価は得たものの、制度内容がよくわからないという意見もあり、より制度の周知を図る必要があります。
- 役員をはじめとする町内会活動の担い手不足が課題として挙げられています。
- 町内会活動を支援する多岐にわたる取組が行政に求められています。
- 町内会への関心の低下も課題として挙げられており、活動の活発化へのさらなる支援が必要です。

1 施策の方向性

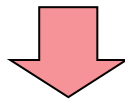
第1期市民協働推進計画では「育成期」として、市民協働への関心を高め、活動を活発にするための拠点整備等を進めてきました。

第2期市民協働推進計画では、「自立期」として、「①市民活動の質的充実」に向けた支援、及び「②市民協働を推進する人材の育成」を掲げ、市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市が対等な立場で協力し、連携して事業に取り組むことで、地域力の向上を図ってきました。

第3期市民協働推進計画では、第1期、第2期の取組をさらに発展させ、市民活動を活発化、定着化させていくために「①市民活動の質的充実」に向けた支援を継続するとともに、「②多様な主体の連携強化」として市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市が対等な立場で協力して取り組むことができる環境を整備し、市民が主体のまちを育てます。

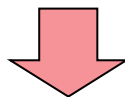
第1期市民協働推進計画 「育成期」 活動拠点の整備

(平成22年度～平成26年度)



第2期市民協働推進計画 「自立期」 活動支援と連携の推進

(平成27年度～令和2年度)



第3期市民協働推進計画 「発展期」

(令和3年度～令和7年度)

連携の強化と環境整備

2 重点事業一覧

「市民活動の質的充実」に向けた支援の継続と「多様な主体の連携強化」を促進するため、本計画期間の重点事業を下記のとおりとします。

基本施策1 市民協働に関する情報の収集及び提供

○多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信

- ・多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信
- ・市民活動メールマガジンの充実

基本施策2 市民活動の支援及び推進

○市民活動への財政的支援

- ・市民公益活動に対する助成制度の継続実施

○市民活動を担う人材の発掘・育成

- ・情報発信力強化研修

○事業者による支援

- ・事業者による支援に関する情報収集と提供

○中間支援組織による支援

- ・中間支援組織による市民活動支援

基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

○市民協働の担い手の連携の推進及び強化

- ・市民協働の担い手の連携の促進
- ・事業者との連携

○市民協働を担う人材の育成

- ・町内会活動研修会の実施
- ・職員研修の充実

基本施策4 市民活動拠点の充実

○市民活動拠点の充実

- ・ 地域交流センターの運営
- ・ 相談機能の充実

基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

○市民協働推進体制の充実

- ・ 行政的支援及び施策の研究
- ・ 感染症及び災害時等での活動継続に関する情報収集

○本市職員の意識改革

- ・ 職員研修の充実【再掲】
- ・ 職員の市民活動への自主的・主体的参加の推進

基本施策6 町内会活動の活性化

○情報の提供

- ・ 地域交流センターによる情報提供

○活動の支援

- ・ 地域活動の支援
- ・ 町内会活動研修会の実施【再掲】

○支援体制の強化

- ・ 市民協働の担い手の連携の促進【再掲】

3 具体的な施策

○本計画は、条例に定められている5つの基本施策と地域活動の推進を図る基本施策の合計6つの柱を掲げた第2期の計画を継承します。

○第2期の計画の評価をもとに主要事業を取りまとめます。

○今後の地域支援に資する「町内会活動の活性化」を拡充します。

基本施策

施策内容

1 市民協働に関する情報の収集及び提供

- (1) 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信
- (2) 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり
- (3) 市民活動支援機関などとの連携・情報共有

2 市民活動の支援及び推進

- (1) 市民活動への財政的支援
- (2) 市民活動を担う人材の発掘・育成
- (3) 事業者による支援
- (4) 中間支援組織による支援
- (5) 公益活動の促進

3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

- (1) 市民協働の担い手の連携の推進及び強化
- (2) 市民協働を担う人材の育成
- (3) 市民協働コーディネーターの活用

4 市民活動拠点の充実

- (1) 市民活動拠点の充実

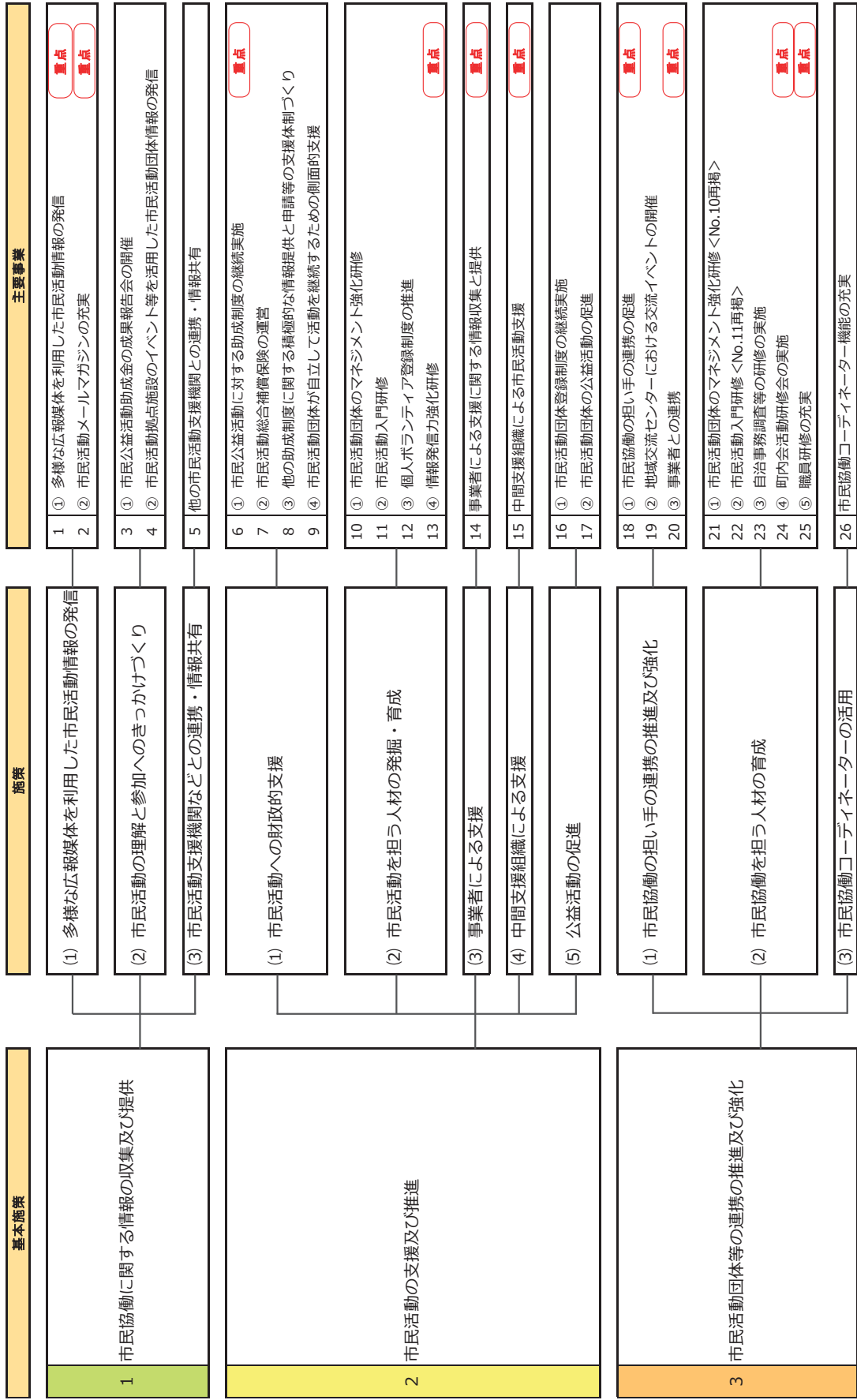
5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

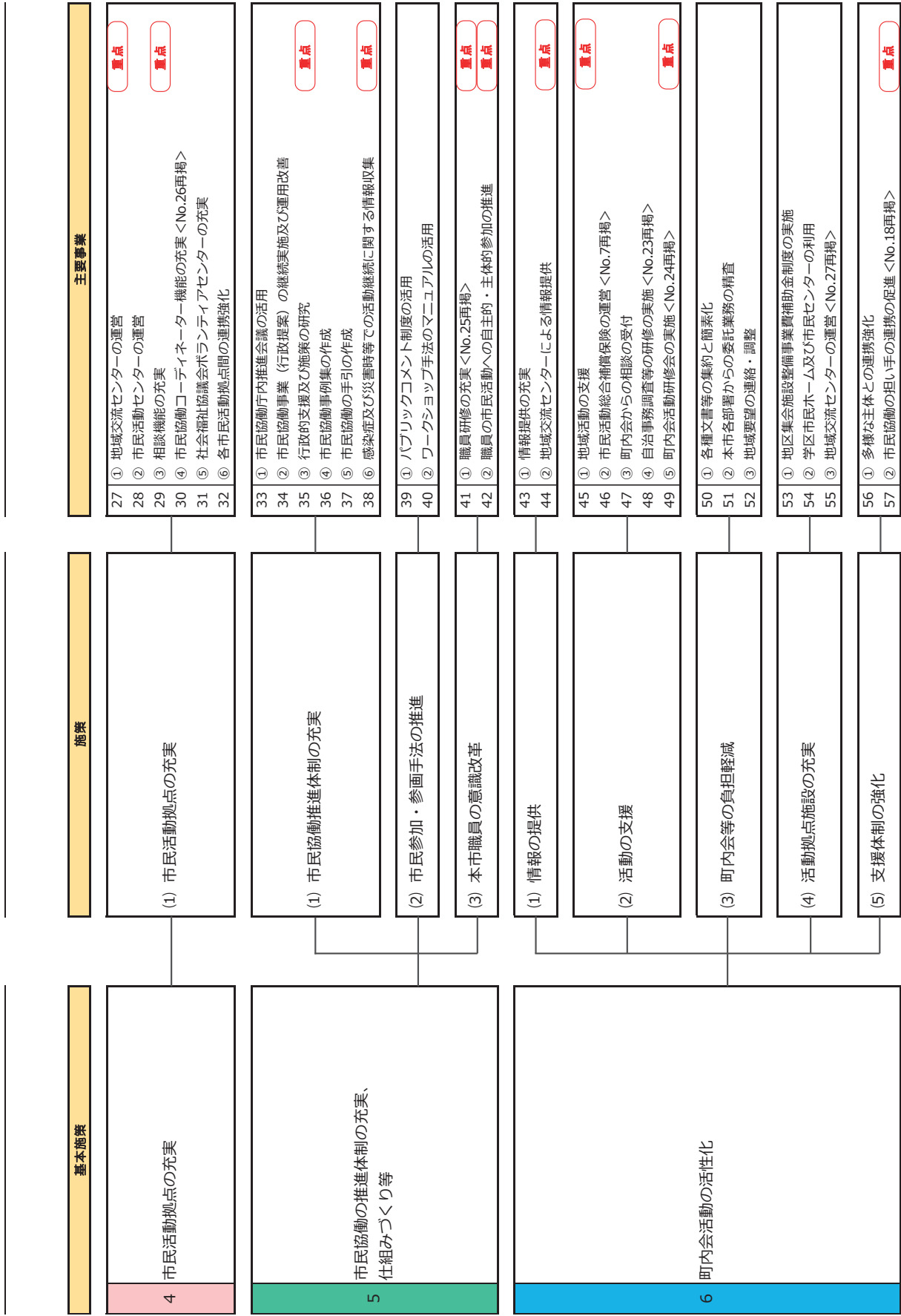
- (1) 市民協働推進体制の充実
- (2) 市民参加・参画手法の推進
- (3) 本市職員の意識改革

6 町内会活動の活性化

- (1) 情報の提供
- (2) 活動の支援
- (3) 町内会等の負担軽減
- (4) 活動拠点施設の充実
- (5) 支援体制の強化

施策の体系





基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び提供

【目標】

市民活動についての情報収集及び提供を積極的に行い、市民の市民活動への関心を高め、共感や応援、参加につなげていきます。

【目指す姿】

- 市民一人ひとりが、地域や社会の様々な課題に関心を持っています。
- 関心のある課題に対し情報感度を高め、様々な活動への参画をしています。
- 市民活動団体は、新技術の導入を含め様々な手段で情報発信、情報交流を行っています。

【成果指標】

指標項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)
・地域交流センター情報誌発行回数	年6回	年6回
・メールマガジン登録件数	256件	500件
・交流イベント回数	6回	6回
・社会福祉協議会ボランティアセンター運営会議参加回数	3回	3回

(1) 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信

市民活動への理解と参加のきっかけづくりには市民活動に関する情報発信が重要であることから、多様な情報ツールを活用し、必要な人に必要な情報が届けられるようにしていきます。

No.	事業名	事業内容	方向
1	①多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動情報ひろばや多様な情報ツールを活用し、市民活動情報のほか、各種補助金情報等を継続的に情報発信します。 ・地域交流センター(全5館)を核として情報誌を発行し、ホームページや町内会の回覧等を活用し情報発信します。 ・市民活動センターと地域交流センターが連携して、他地域と情報を共有して情報誌を発行します。 	継続
2	②市民活動メールマガジンの充実 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体及び希望者にメールマガジンを発信します。 ・ボランティア情報や補助金情報のほか、他団体の助成金情報、新たに登録された市民活動団体の紹介を行うなど、内容の充実を図ります。 ・その他多様な情報発信ツールの活用を検討します。 	継続

【方向】 拡大・充実…事業規模を拡充する 継続…今後も現在の事業を継続する 改善…事業内容をより良くする 新規…新たに実施する

(2) 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり

市民活動に対する市民の理解と関心を高め、参加のきっかけづくりとするために、市民活動に関する様々な情報を積極的に発信していきます。

No.	事業名	事業内容	方向
3	①市民公益活動助成金の成果報告会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動に対する市民の理解と関心を高める成果報告会を開催します。 参加のきっかけづくりに活用できるよう、成果報告書を配架します。 	継続
4	②市民活動拠点施設のイベント等を活用した市民活動団体情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動センター及び地域交流センターが企画するイベントやパネル展等を開催し、市民活動団体を紹介します。 積極的に報道機関発表等を行うことで、施設への来館者を増やし、市民活動を広めるための機会の提供及び市民が市民活動へ関心を持つためのきっかけづくりを行います。 	継続

(3) 市民活動支援機関などとの連携・情報共有

あいちNPO交流プラザなど、他の公的な市民活動支援機関や社会福祉協議会ボランティアセンター、産業支援機関、中間支援組織等と連携、情報を共有し、より充実した情報を市民活動団体等に提供できるよう努めます。

No.	事業名	事業内容	方向
5	他の市民活動支援機関との連携・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会ボランティアセンター、産業支援機関、中間支援組織等と引き続き情報共有を行い、多様な主体が連携できるよう、それぞれのコーディネーターとともに取り組みを進めます。 他の市民活動支援機関等からの情報を積極的に市民活動団体へ多様な情報ツールを活用して提供します。 他の市民活動支援機関等の実施するセミナー等への参加を促し、団体同士の交流を増やします。 	継続

基本施策2 市民活動の支援及び推進

【目標】

市民活動団体の財政的、能力的自立性の向上を図るため、市民活動の支援及び推進を行います。

【目指す姿】

- 地域や社会の様々な課題に取り組んでいく市民活動団体が活発に活動を行っています。
- 多様な主体が連携して市民活動を推進しています。

【成果指標】

指標項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)
・補助金助成団体数（他の財団等の助成金を含む）	15 団体	18 団体
・メールマガジン登録件数	256 件	500 件
・地域交流センター等で多様な主体が協働した事業数	—	5 事業
・ボランティアマッチング件数	2,987 件	3,150 件

（1）市民活動への財政的支援

市民活動団体には事業性の高い団体からボランティア性の高い団体、サークル活動的な団体など多種多様な団体が存在します。それぞれの規模・特性、団体の状況に合わせた「自立支援」となるよう支援策を実施します。

中でも助成制度に対する関心がアンケートの結果から非常に高いことから、制度を安定的かつ継続的に実施するとともに、他団体等の助成金情報を提供します。

あわせて、市民活動団体が自立した活動を維持継続できるよう、会費・寄付等、事業収入を確保するために市がどのような側面的支援ができるかを研究します。

No.	事業名	事業内容	方向
6	①市民公益活動に対する助成制度の継続実施 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体に対する助成制度である「市民公益活動事業費補助金」を安定的・継続的に実施します。 ・成果報告会を開催するとともに、市民活動への参加のきっかけづくりに活用できるよう成果報告書を配架します。 ・申請書作成の支援や他の助成制度の紹介等を行います。 ・これから市民活動を始めようとする人等、広く市民に制度を知ってもらうための周知活動を行います。 	拡大・充実
7	②市民活動総合補償保険の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動総合補償保険について適正な運営を行います。 ・ホームページをはじめ、多様な情報ツールを活用しながら制度の周知を図ります。 	継続

【方向】 拡大・充実…事業規模を拡充する 継続…今後も現在の事業を継続する 改善…事業内容をより良くする 新規…新たに実施する

No.	事業名	事業内容	方向
8	③他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に他の助成制度の情報を収集し、多様な情報ツールを活用してできるだけ早い情報提供に心がけます。 助成制度に関するセミナーを連携して開催し、情報提供を行います。 申請書作成の支援をします。 	継続
9	④市民活動団体が自立して活動を継続するための側面的支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の自立支援に有益な助成金等の情報を多様な情報ツールを活用し、積極的に発信をすることによる側面的支援を行います。 	継続

(2) 市民活動を担う人材の発掘・育成

市民活動団体の公益的な活動を促進するために市民活動団体内のマネジメント能力の向上を図っていきます。また、活動の新たな担い手を育成し、市民活動を活発化するため、個人ボランティアの登録等を促進します。

No.	事業名	事業内容	方向
10	①市民活動団体のマネジメント強化研修	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流センター等で多様な主体が協働した事業を通じて、市民活動団体のマネジメント能力を高めていきます。 公益活動に関する意識を高めるセミナーや情報発信を行います。 	継続
11	②市民活動入門研修	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流センター等で多様な主体が協働し事業を通じて、参加者自らが市民活動について学んでいきます。 	継続
12	③個人ボランティア登録制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 個人ボランティアの登録制度である「まちびとバンク」を継続する中で、各分野の専門家が持っている知識やスキルの提供（プロボノ）や事業者の社会貢献等に関する情報の蓄積及び提供を行います。 	継続
13	④情報発信力強化研修 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用した会議、SNS 等の多様な情報ツールを活用した情報発信のできる人材が増えるよう支援します。 	継続

(3) 事業者による支援

事業者が積極的に市民活動に関われるように、事業者の市民活動支援に関するニーズ調査、社会貢献活動情報の収集及び提供を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
14	事業者による支援に関する情報収集と提供 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等と連携してセミナーや情報共有・発信を行います。 ボランティアマッチングを通じて研究・ニーズ調査を行います。 	拡大・充実

(4) 中間支援組織による支援

市民活動を活発化させるため、市民活動団体の活動を中間支援するNPOと連携し、その専門知識やノウハウを生かし、団体に応じた市民活動支援を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
15	中間支援組織による市民活動支援 【重点事業】	・ 中間支援組織が地域交流センター等で市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市が協働した事業を行います。	継続

(5) 公益活動の促進

市民活動団体が、各団体の理念や専門性に基づき、公益的な活動を促進するための支援を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
16	①市民活動団体登録制度の継続実施	・ 引き続き登録制度の適正な運用を行います。	継続
17	②市民活動団体の公益活動の促進	・ 地域交流センター等で、公益活動の促進に資する相互連携やマネジメント能力の向上の機会を提供します。 ・ 団体から提出される公益活動報告書をホームページに掲載するとともに、多様な情報ツールを活用し、様々な人・団体が閲覧する機会を創出します。	継続

基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

【目標】

市民協働の担い手である市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市が相互に連携・協働し、多様な活動が行われるよう、交流の場づくりや市民協働を推進する人材の育成を行います。

【目指す姿】

- 多様な主体が協働・活躍した活動が行われています。
- 市民協働による取組が広がり、多様な主体の繋がりが深くなっています。

【成果指標】

指標項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)
・地域交流センター主催イベントの総来場者数	20,906 人	21,000 人
・地域交流センター等で多様な主体が協働した事業数	—	5 事業
・市民活動に関する相談件数	212 件	220 件

(1) 市民協働の担い手の連携の推進及び強化

事業やイベントを引き続き開催し、多様な主体の交流の場を設けるなど、相互の連携を促進します。

No.	事業名	事業内容	方向
18	①市民協働の担い手の連携の促進 【重点事業】	・「まちびとバンク」等を活用し、担い手の連携を行います。 ・多様な情報ツールを活用して広く周知を行うことで、市民協働の担い手となる参加者の拡大を図ります。	継続
19	②地域交流センターにおける交流イベントの開催	・地域交流センターで多様な主体が協働した事業を行います。 ・参加団体の連携の拡大を図ります。	継続
20	③事業者との連携 【重点事業】	・引き続き市民協働事例集を作成し広く周知します。 ・事業者と連携した事例を積極的に市民活動団体等へ市民活動情報ひろばやフェイスブック、メールマガジン等を活用し、情報発信します。	継続

【方向】 拡大・充実…事業規模を拡充する 継続…今後も現在の事業を継続する 改善…事業内容をより良くする 新規…新たに実施する

(2) 市民協働を担う人材の育成

市民活動団体のマネジメント強化研修、市民活動入門講座等や町内会等に対する研修及び職員研修等の機会を活用し、市民協働の担い手である「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市職員に対し、市民協働の重要性や効果を伝え、市民協働の活発化を促します。

No.	事業名	事業内容	方向
21	①市民活動団体のマネジメント強化研修 〈No.10 再掲〉	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流センター等で多様な主体が協働した事業を通じて、市民活動団体のマネジメント能力を高めていきます。 ・公益活動に関する意識を高めるセミナーや情報発信を行います。 	継続
22	②市民活動入門研修 〈No.11 再掲〉	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流センター等で多様な主体が協働し事業を通じて、参加者自らが市民活動について学んでいきます。 	継続
23	③自治事務調査等の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自治事務調査等を実施します。 	継続
24	④町内会活動研修会の実施 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・「町内会活動の手引」を活用した新任総代に対する活動研修会を開催します。 	継続
25	⑤職員研修の充実 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・階層ごと（新規採用、新任主査、係長）の職員研修を実施します。 ・外部研修等の情報提供及び積極的な現場体験への参加を促していく。 ・各部署及び主事・技師昇任者等に市民協働事例集を送付し、実例をもとに市民協働の考え方の学習機会を創出し、各部署での市民協働の取り組みを進めます。 	拡大・充実

(3) 市民協働コーディネーター（※）の活用

市民協働コーディネーターが、連携して事業を行おうとする市民活動団体等の相談窓口としての役割を果たします。

No.	事業名	事業内容	方向
26	市民協働コーディネーター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きコーディネーター機能（ボランティアマッチング等）を行います。 ・相談機能の周知について、積極的に多様な情報ツールを活用することで、情報発信を強化します。 	継続

※市民協働コーディネーターとは、市民活動の相談、市民活動ボランティアへのサポート、各種助成金などの情報提供、他団体との協働・連携を希望する団体の仲介など、市民活動団体をサポートする役割を持っています。

基本施策4 市民活動拠点の充実

【目標】

市民活動の場を充実させ、相談体制やネットワークの形成などにつながる地域交流センター等の市民活動拠点の機能の充実を目指します。

【目指す姿】

- 市民活動拠点を中心に市民活動が行われています。
- 市民活動に関心を持った人が気軽に相談できる場があります。

【成果指標】

指標項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)
・地域交流センター利用率	56%	60%
・ボランティアマッチング件数	2,987件	3,150件

(1) 市民活動拠点の充実

市民活動を行う上で発生する様々な課題の解決を支援するため、地域交流センター等の市民活動拠点の運営を適切に行うとともに、市民活動団体等から寄せられる相談に対応できる市民協働コーディネーターとしての機能の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	方向
27	①地域交流センターの運営 【重点事業】	・指定管理者により適切な運営を行っていきます。 ・市民協働推進計画に基づき、更なる効果的な事業を実施します。	継続
28	②市民活動センターの運営	・地域交流センターのセンター機能としての役割を持つことから地域交流センターと相互連携しながら市民活動センターの適切な運営を行います。	継続
29	③相談機能の充実 【重点事業】	・市民活動団体、町内会等が抱える課題に対しての解消の一助となるよう相談を受け付け、情報を提供します。 ・相談機能について、積極的に市民活動情報ひろばや多様な情報ツールを活用し、情報発信を強化します。	継続
30	④市民協働コーディネーター機能の充実 <No.26再掲>	・引き続きコーディネーター機能（ボランティアマッチング等）を行います。 ・相談機能の周知について、積極的に多様な情報ツールを活用することで、情報発信を強化します。	継続
31	⑤社会福祉協議会ボランティアセンターの充実	・「社会福祉協議会ボランティアセンター活動推進計画」に基づき、地域住民の社会福祉に関する理解とボランティア活動への参加・促進を図るための運営を実施推進します。	継続
32	⑥各市民活動拠点間の連携強化	・市民活動センター、地域交流センター、市民センター及び社会福祉協議会ボランティアセンター間の連携を強化します。 ・情報を必要としているかたに多様な情報ツールを活用し情報発信を行ないます。	継続

【方向】 拡大・充実…事業規模を拡充する 継続…今後も現在の事業を継続する 改善…事業内容をより良くする 新規…新たに実施する

基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

【目標】

市民協働を推進する環境を整備するため、市民協働事業の仕組みづくりなどを行い、市民協働によるまちづくりを効果的に推進できる体制を整えます。

【目指す姿】

- 一人ひとりが協働を理解し、担い手となっています。
- 多様な主体が協働・活躍できる社会となっています。

【成果指標】

指標項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)
・庁内推進会議の開催	0回	1回
・研修回数	3回	3回
・市民協働事例集を活用できるように 毎年更新し、発行する	発行している	発行している

(1) 市民協働推進体制の充実

行政内部での市民協働の推進と地域の様々な意見を反映したまちづくりを推進するため、市民協働事業（行政提案）、職員研修、市民協働事例集の作成などを行います。

No.	事業名	事業内容	方向
33	①市民協働庁内推進会議の活用	・計画の進捗状況を確認し、組織横断的に市民協働を推進します。	拡大・充実
34	②市民協働事業（行政提案）の継続実施及び運用改善	・市民協働事業（行政提案）を実施します。 ・終了後の事業継続確認を行い、次の協働事業へとつなげていきます。	継続
35	③行政的支援及び施策の研究 【重点事業】	・市民協働推進委員会で行政的支援及び施策について研究し、市民協働を推進します。 ・市民活動団体への活動場所の提供等、活性化につながる支援策を検討します。	新規
36	④市民協働事例集の作成	・引き続き多様な主体が協働実施した市民協働事業を紹介する市民協働事例集を作成し、活用・普及に努めます。	継続
37	⑤市民協働の手引の作成	・計画の策定に必要な部分を修正し引き続き掲出します。 ・各部署及び主事・技師昇任者等に送付し活動用機会を創出します。	継続

【方向】 拡大・充実…事業規模を拡充する 継続…今後も現在の事業を継続する 改善…事業内容をより良くする 新規…新たに実施する

No.	事業名	事業内容	方向
38	⑥感染症及び災害時等での活動継続に関する情報収集 【重点事業】	・新しい生活様式や災害時における市民活動の在り方について情報収集し、市民活動団体が継続的に活動できるよう、また新たな活動を生み出す支援を検討します。	新規

(2) 市民参加・参画手法の推進

市民参加・参画を推進するためパブリックコメント制度、ワークショップ手法をはじめとする様々な機会を積極的に創出します。

No.	事業名	事業内容	方向
39	①パブリックコメント制度の活用	・市の基本的な政策等の策定にあたり、事前にその内容を公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行います。	継続
40	②ワークショップ手法のマニュアルの活用	・市民向けには市ホームページ、職員向けには庁内掲示板等を活用し、ワークショップマニュアルを周知し、積極的な活用を進めます。	継続

(3) 本市職員の意識改革

職員研修などを通じて、本市職員の市民協働に対する理解の促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	方向
41	①職員研修の充実 ＜No.25 再掲＞ 【重点事業】	・階層ごと（新規採用、新任主査、係長）の職員研修を実施します。 ・外部研修等の情報提供及び積極的な現場体験への参加を促していく。 ・各部署及び主事・技師昇任者等に市民協働事例集を送付し、実例をもとに市民協働の考え方の学習機会を創出し、各部所での市民協働の取り組みを進めます。	拡大・充実
42	②職員の市民活動への自主的・主体的参加の推進 【重点事業】	・市ホームページ、庁内掲示板等を活用し、市民協働に関する情報提供を行います。 ・各部署及び主事・技師昇任者等に市民協働事例集を送付し、実例をもとに市民協働の考え方の学習機会を創出し、職員自らの市民活動への取り組みを促進します。	改善

基本施策 6 町内会活動の活性化

【目標】

「町内会等」の地域コミュニティ組織が防災、福祉などの地域課題の解決に専念できる体制づくりを支援するため、市民とともに地域の課題解決を図る体制の構築を進めます。

【目指す姿】

- 町内会への加入率が維持され、地域で様々な交流が行われています。
- 地域で様々な世代の人が活躍しています。
- 町内会活動を通じて、地域への愛着が深まり、地域の歴史や文化の継承が行われています。
- 地域の人々の交流が活発で、防災や福祉等安全・安心なまちづくりが進んでいます。

【成果指標】

指標項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)
・地域課題をテーマとした事業数 (市民・「市民活動団体」・事業者等が協働)	—	6事業
・ボランティアマッチング件数	2,987事業	3,150事業
・無料印刷機利用件数	3,127件	3,300件
・学区市民ホーム利用者数	464,033人	470,000人
・地域協働推進事業費補助金申請件数	46件	47件

(1) 情報の提供

地域課題の解決のために活動を行う町内会等に地域活動に関する情報の提供を行います。

特に、令和元年に立ち上げた岡崎市総代会連絡協議会のホームページの内容をより充実していくために引き続き取り組みます。

No.	事業名	事業内容	方向
43	①情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に係る市の施策や事業の情報を紹介する手引きを作成し、町内会等に周知を図ります。 ・総代会連絡協議会ホームページを活用しながら総代会連絡協議会の情報発信をすると共に、総代業務の支援をします。 	継続
44	②地域交流センターによる情報提供 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流センターが発行している情報誌を、ホームページや町内会の回覧等を活用し情報提供します。 ・市民活動センターと地域交流センターが連携して、地域と情報を共有しながら、情報誌を発行します。 ・地域交流センター等で市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者、市が協働し、地域課題をテーマとした事業を行います。 	継続

【方向】 拡大・充実…事業規模を拡充する 継続…今後も現在の事業を継続する 改善…事業内容をより良くする 新規…新たに実施する

(2) 活動の支援

地域課題の解決のために活動を行う町内会等の支援を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
45	①地域活動の支援 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働推進事業費補助金により、学区の地域課題の解決支援を行います。 ・各支所管内及び中央地域に町内会等が無料で利用できる印刷機を設置し地域活動の支援を行います。 ・町内会への加入促進チラシを転入者へ配布します。 ・町内会等の要望を調整しながら地域支援講座の実施を検討します。 	拡大・充実
46	②市民活動総合補償保険の運営 〈No.7 再掲〉	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動総合補償保険について適正な運営を行います。 ・ホームページをはじめ、多様な情報ツールを活用しながら制度の周知を図ります。 	継続
47	③町内会からの相談の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・所管課の相談窓口で、町内会の運営、事業の実施、法人化などの問題について、相談の受付を行います。 	継続
48	④自治事務調査等の研修の実施 〈No.23 再掲〉	<ul style="list-style-type: none"> ・自治事務調査等を実施します。 	継続
49	⑤町内会活動研修会の実施 〈No.24 再掲〉 【重点事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・「町内会活動の手引」を活用した新任総代に対する活動研修会を開催します。 	継続

(3) 町内会等の負担軽減

増え続ける地域課題に対応して活動する町内会等の負担を軽減するため、市ができる負担軽減策を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
50	①各種文書等の集約と簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会宛の送付物は所管課がとりまとめて発送し、市が発行する市政だよりと重複する内容の文書については、送付しないなどの対応をすることにより、各種文書等の集約と簡素化を図ります。 	継続
51	②本市各部署からの委託業務の精査	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う自主的なコミュニティ活動が円滑に進むよう、本市各部署から総代会に委託する行政業務等の負担や重複の精査を行います。 	継続
52	③地域要望の連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要望に対し地域と関係機関等との連絡・調整を行い、要望活動に関する地域の負担軽減につなげています。 	継続

(4) 活動拠点施設の充実

地域活動の拠点となる施設について、施設の運営及び施設整備の支援を行います。

No.	事業名	事業内容	方向
53	①地区集会施設整備事業費補助金制度の実施	・地区集会施設整備事業費補助金を交付します。	継続
54	②学区市民ホーム及び市民センターの利用	・各学区の学区市民ホーム運営委員会において協議し、町内会等が地域活動の拠点として利用できるよう適切に運営します。 ・町内会等が市民センターを地域活動の拠点として利用することを促進していきます。	継続
55	③地域交流センターの運営 <No.27 再掲>	・指定管理者により適切な運営を行っていきます。 ・市民協働推進計画に基づき、更なる効果的な事業を実施します。	継続

(5) 支援体制の強化

町内会等が行う地域活動を支援するため、関係機関との連携に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	方向
56	①多様な主体との連携強化	・これまでの支援体制を維持しながら、中間支援組織を中心とした多様な主体との連携体制を強化し、中間支援組織の持つノウハウの活用も視野に入れ、地域ニーズの合った支援策の検討をします。	継続
57	②市民協働の担い手の連携の促進 <No.18 再掲> 【重点事業】	・「まちびとバンク」等を活用し、担い手の連携を行います。 ・多様な情報ツールを活用して広く周知を行うことで、市民協働の担い手となる参加者の拡大を図ります。	継続

4 実効性の確保

(1) 推進体制

本計画の施策を計画的に推進するために、毎年度進捗管理を行い、学識経験者、市民活動団体代表者及び公募市民で構成される市民協働推進委員会に報告し、意見を求めます。

また、市の関係機関や市内の様々な団体や機関が連携し、役割分担をすることによって、本計画を着実に実行していきます。

(2) 実効性の確保

本計画については、第2期計画と同様にPDCAサイクルで推進します。

- ①毎年度施策の進捗状況を取りまとめます。
- ②市民協働推進委員会に報告し、意見を伺い、適切に進捗状況の管理を行います。
- ③実効性の確保のため、市民協働推進委員会により計画終了の前年度の令和6（2024）年度に全体の評価、令和7（2025）年度に見直しを行います。
- ④令和7（2025）年度に、評価結果、市民活動団体アンケート結果等に基づき、市民協働推進委員会による審議・検討を経て計画の見直しを行います。



図. 進捗管理の流れ

資料編

策定経過

年月日	内容
令和元年7月9日 ～8月2日	市民活動団体アンケート調査の実施 対象：市民協働推進条例に基づく登録市民活動団体 538 団体 (令和元年6月1日現在) 回答：369 団体 有効回収率：68.6%
令和元年9月28日	令和元年度第1回市民協働推進委員会 議題 (1) 市民協働推進計画の評価及び見直しスケジュールの確認 (2) 第2期市民協働推進計画主要事業の実施状況及び評価結果の報告 (3) 市民活動団体アンケート調査結果(案)の報告
令和元年11月30日	令和元年度第2回市民協働推進委員会 議題 (1) 第2期岡崎市市民協働推進計画主要事業の評価
令和2年1月20日 ～2月7日	町内会運用に関するお尋ね(アンケート調査)の実施 対象：岡崎市内の555町内会 回答：539町内会 有効回収率：97.1%
令和2年9月10日	令和2年度第1回市民協働推進委員会 議題 (1) 町内会アンケートの結果について (2) 第3期岡崎市市民協働推進計画の骨子について (3) 第3期岡崎市市民協働推進計画策定スケジュールについて
令和2年11月28日	令和2年度第2回市民協働推進委員会 議題 (1) 第3期岡崎市市民協働推進計画(素案)について (2) スケジュールについて
令和3年1月6日 ～2月8日	第3期岡崎市市民協働推進計画(案)について パブリックコメントの実施
令和3年3月	令和2年度第3回市民協働推進委員会(書面会議) 議題 (1) 第3期岡崎市市民協働推進計画(案)について

岡崎市市民協働推進条例

平成 21 年 3 月 27 日

条例第 8 号

本市は、豊かな水と緑に囲まれた環境の中、城下町、宿場町として古くから栄え、良好な地域社会を築いてきました。私たちは、将来においてもこの環境を守り、地域社会を育てていかなければなりません。

しかしながら、従来の行政手法の継続では、少子高齢化社会を始めとする地域社会の変化や、今日の多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。

今後の公共サービスのあり方としては、市民協働を推進することにより、地域社会における必要な施策、活動、各種事業などの取組に市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。

市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。そして、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要です。

市民協働の推進は、お互いが思いやりを持つことにより、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。そして、安心して住み続けられる、ぬくもりのある人間性豊かなまちを育て、本市の伝統や文化、自然を守り、市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、さらには、子どもたちに明るい未来を残すため、市民協働を推進する条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域に

おける公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれることをいう。

(2) 市民活動 不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下エにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第4条 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、市民協働及び市民活動を推進するため、次の施策について積極的に取り組むものとする。

(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供

(2) 市民活動の支援及び推進

- (3) 市民活動団体等の連携の推進及び強化
- (4) 市民活動拠点の充実
- (5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等
- (6) 前各号に定めるもののほか、市民協働及び市民活動を推進するため市長が必要と認めるもの

(市民協働推進委員会)

第8条 市は、市民協働の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市市民協働推進委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(登録制度)

第9条 市は、市民活動団体に関する活動の促進、市民活動団体等の連携及び情報の共有等の市民活動団体への活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の登録制度を設ける。

- 2 市民活動団体は、規則で定める要件を備えることにより、市の登録を受けることができる。
- 3 前項の規定により登録を受けた団体は、第7条に規定する基本施策に基づき実施する市の支援を受けることができる。
- 4 市は、規則で定める要件に該当しなくなった市民活動団体について、その登録を取り消すことができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に岡崎市地域交流センター条例(平成16年岡崎市条例第36号)第2条第

2項の規定により登録を受けている市民活動団体は、第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体とみなす。

3 省略

4 省略

岡崎市市民協働推進条例施行規則

平成 21 年 3 月 27 日

規則第 25 号

改正 平成 23 年 3 月 18 日規則第 11 号

(岡崎市行政組織規則の一部を改正する規則附則第 12 条)

平成 25 年 2 月 25 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡崎市市民協働推進条例(平成 21 年岡崎市条例第 8 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 8 条第 3 項の委員(次条及び第 4 条において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 公募した市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営)

第5条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(市民活動団体の要件)

第6条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内を中心に市民活動を実施していること。
- (2) 規約又は会則(次条において「規約等」という。)で公益を目的とする旨を定めていること。
- (3) 構成員が5人以上であること。
- (4) 構成員のうち少なくとも1人は、市内に住所を有する者であること。
- (5) 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること。

2 条例第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体は、市民活動に係る毎年度の実績を、その年度の終了後1月以内に、市民活動実績報告書により市長に提出しなければならない。

3 条例第9条第4項の規則で定める要件は、第1項の要件のほか、前項の市民活動実績報告書を提出していることとする。

(市民活動団体の登録の手続)

第7条 条例第9条第2項の登録を受けようとする団体の代表者は、市民活動団体登録申請書に規約等、構成員名簿及び市民活動団体状況票を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、登録をしたときは、当該団体の代表者に対し、その旨を通知するものとする。

3 地縁による団体その他市長が前条に規定する要件を備えていると認める団体にあつては、前2項の規定による手続を要しないものとする。

(市民活動団体の登録の変更届)

第8条 前条第2項により登録を受けた団体(次条において「登録団体」という。)は、同条第1項の申請内容に変更があつたときは、速やかに、市民活動団体登録変更届に変更後の内容を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(市民活動団体の登録の取消しの手続)

第9条 市長は、条例第9条第4項の規定により登録団体の登録を取り消すときは、あらかじめ当該登録団体へ取消しの事由等必要な事項を通知しなければならない。

2 登録団体は、条例第9条第4項の規定により自ら登録を取り消すときは、市民活動団体登録廃

止届を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(岡崎市地域交流センター条例施行規則の一部改正)

2 省略

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月25日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

岡崎市市民協働推進委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長	うしやま くにひこ 牛山 久仁彦	学識経験者（明治大学政治経済学部教授）
職務代理者	せきや みのぶ 関谷 みのぶ	学識経験者（名古屋経済大学人間生活科学部教授）
委員	かみお あきゆき 神尾 明幸	岡崎市総代会連絡協議会会長
委員	いしかわ まさる 石川 優	岡崎市社会福祉協議会会長
委員	はやし みずほ 林 みずほ	岡崎商工会議所 地域振興部長
委員	やまだ みよこ 山田 美代子	りぶらサポータークラブ副代表
委員	のむら あやの 野村 綾乃	FM おかざき 市政情報パーソナリティー
委員	おおくほ たかこ 大久保 貴子	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた 事務局長
委員	かとう よしろう 加藤 吉郎	公募委員
委員	いとう とちよ 伊藤 智代	公募委員

(令和3年3月31日現在)

第3期岡崎市市民協働推進計画

発行年月：令和3年3月

編集・発行：岡崎市社会文化部市民協働推進課

(令和3年4月より市民安全部市民協働推進課)

〒444-8601

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

電話：0564-23-6491

FAX：0564-23-6667

